

布施・飯島・小西証人 裁判官に違憲判断を迫る

弁護士事務局長 松本篤周

4月22日に証人3名の証人尋問が行われました。各証人ともウクライナ情勢にも触れて戦争の現実的危険性についても証言。感動的な内容で終了しました。トップバッターの布施祐仁証人(元平和新聞編集長)は、安保法制施行後、自衛隊の装備について、専守防衛の立場から大きく逸脱する方向へ進んでおり、米軍との一体化が急速に進行し、周辺諸国との緊張を高めることになることと証言されました。二番目の飯島滋明証人(名古屋学院大学教授)は、安保法制は一見明白に違憲であり、日本が先に外国を攻撃するのを可能にする法律であり、裁判官には、自分の子どもや孫の世代の平和のために頑張ったと胸を張れる判決を下して頂きたいと証言されました。しんがりの小西洋之証人(参議院議員)は、国会質問で2014年7月の集団的自衛権肯定の閣議決定の論理がペテンであることを追及してきた、ロシアのウクライナ侵略を受けて、政権側から敵基地攻撃論など、憲法9条に逆行する声が出ているが、裁判官には勇気を持って違憲判断してもらいたいと締めくくりました。原告本人の堀田さんも、企業法務部の経験を踏まえ、ルール違反の安保法制の強行で精神的損害を被ったことを訴えました。

今後は6月15日の12名の原告本人尋問を経て、10月28日の結審弁論・最終準備書面提出を経て年度内の判決を迎えることとなります。違憲判決を勝ち取る最後の正念場です。頑張りましょう。

尚、今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどもご参照ください。よろしくお願いいたします。



4月22日裁判所前の様子

📅 6月15日(金)

本人尋問

- 9:00 集合 名古屋地裁南側
- 9:20 抽選締切(傍聴多数の場合) ※時間厳守
- 10:00-12:00 午前 名古屋地裁1号法廷(待機企画あり)
- 11:30-11:50 午後のみ参加の方の受付(時間厳守)
- 昼休憩 入替をします。
- 13:00-17:00 午後 名古屋地裁1号法廷(待機企画あり)
- 17:15 報告集会 桜華会館 富士桜の間

特別な運営になります。
6ページに解説がありますので、ぜひご覧ください。

📅 7月18日(月・祝)

総会 & 学習会

午後 詳細は決まり次第お知らせします。

📅 10月28日(金)

結審

- 13:30 集合 名古屋地裁南側
- 14:30 開廷 名古屋地裁1号法廷
- 16:45 報告集会

証人尋問に臨む



「不信と軍拡」から「信頼醸成と軍縮」の世界へ

布施祐仁証人(ジャーナリスト)

法廷での証人尋問は初めての経験でしたが、ほとんど緊張せずに落ち着いて証言することができました。今年に入ってから、担当の伊藤朋紀、中谷雄二両弁護士と共に何度も“リハーサル”を重ね、質問と回答の内容を練り上げていったのが功を奏したのだと思います。本を書く時も、最初は多めに書き、その後何度も推敲を重ねながら無駄をそぎ落としていくことで洗練されていきますが、裁判の証人尋問も同じですね。お忙しい中、多くの時間を割いて最後まで伴走していただいた伊藤先生と中谷先生には、この場をお借りして感謝申し上げます。

私の証人尋問では、安保法制成立後の自衛隊の装備、訓練、運用(作戦)の実態における変化を通して、安保法制の違憲性を浮き彫りにすることに重点を置きました。

安保法制成立後、自衛隊の米軍との一体化は頭脳(指揮統制)から手足の指先(部隊)まで貫徹し、平時～グレーゾーン～有事のいかなる段階においても日米がシームレスに(切れ目なく)軍事協力する体制が構築されています。そして今、その最終的な「仕上げ」として、日米一体となったミサイルを中心とした「敵地攻撃態勢」が敷かれようとしています。これには「核」も含まれます。

日本が直接武力攻撃を受けていないにもかかわらず自衛隊が海外でのアメリカの戦争に参加し、他国領域内への攻撃まで行う。場合によっては、核攻撃も含めて、相手国の戦争遂行能力そのものを壊滅させるような攻撃まで米軍と一体に行う。これは、どう考えても、これまで政府が「憲法第9条のもとで許容される自衛の措置」としてきた「自衛のための必要最小限度の実力行使」の範囲を超えるものです。

そして、実際に安保法制の下で米中や米朝、米

露の戦争が起きれば、日本が攻撃を受ける前の段階から自衛隊が最前線に立たされ、やがて日本全体が戦争に巻き込まれることは必至です。米軍と自衛隊のミサイルが日本各地から発射され、敵国のミサイルが日本全土に撃ち込まれることになるでしょう。ミサイルの撃ち合いがエスカレートすれば核戦争に至る可能性も否定できません。これは「唯一の戦争被爆国」である我が国にとって、「悪夢」以外の何物でもありません。

日本政府は、日米同盟を強化することで「抑止力」が高まり、戦争の発生を防ぐことができると説明します。しかし、日米一体となった敵地攻撃能力の強化は中国、北朝鮮、ロシアの眼には脅威の増大に映り、さらなる対抗措置をとるでしょう。こうして北東アジアは不信と軍拡の無限ループに陥り、戦争発生リスクはむしろ高まることになるでしょう。そうではなく、信頼醸成と軍縮(少なくとも軍備管理)の方向にベクトルを転換し、北東アジアにおける戦争発生リスクを下げる外交努力こそが急務です。そのためにも日本は、集団的自衛権の行使を違憲とし、武力攻撃を受けた場合のみ自衛のための必要最小限の実力行使するという本来の「専守防衛」の立場に戻るべきです。

皆様のご奮闘が良い判決につながることを、そして、北東アジアにおける戦争の発生を防ぐ力になることを心から願っています。(布施祐仁・ジャーナリスト)

※5月10日に『日米同盟・最後のリスク なぜ米軍のミサイルが日本に配備されるのか』(創元社・戦後再発見双書)が発売になりました。日本を米中のミサイル戦争に巻き込み、最悪の場合、核戦争の戦場としかねない日米同盟のリスクについて徹底検証した本です。ぜひお読みいただき、普及にご協力いただければ幸いです。



飯島滋明証人(名古屋学院大学教授) 証人尋問の報告 弁護士 小林幹寛

飯島滋明氏への証人尋問の立証趣旨は、安政法制の違憲性及び安政法制の制定・実施が平和的生存権及び人格権を侵害することであり、主尋問の時間は40分でした。限られた時間の中で、ウクライナ情勢をも踏まえた憲法判断の必要性について、憲法学者の立場から熱く語っていただきました。その証言内容は概要以下のとおりです。

1 安政法制について

(1) 安政法制の本質と違憲性

安政法制は、日本を守るための法律でなく、日本が先に外国を攻撃するのを可能にする法律です。自衛隊の任務に地理的な制約がなくなり、集団的自衛権の行使が可能にされ、政治家の判断だけで海外での武力行使が可能になりました。

このような安政法制は、一見極めて明白に憲法違反です。

(2) 国民生活への影響

「存立危機事態」と認定されれば、日本銀行、日本赤十字社などで業務に従事する者たちは戦争協力業務に従事させられます。

そして、存立危機事態に自衛隊が武力行使をすれば、自動的に「武力攻撃事態」となり、日本が攻撃され、市民が命を失う危険性が極めて高くなります。この際には、国民に「物資保管命令」、「業務従事命令」が命じられ、これに違反すると六ヶ月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処せられます。

2 平和的生存権・人格権の侵害

(1) 平和的生存権の侵害

政府の行為による「戦争」「武力行使」や「軍隊」により、個人の生命、身体、健康が奪われたり脅かされない権利が「平和的生存権」の中核的な内容です。

安政法制により、自衛隊員は戦場に行かされる危険性があります。医師や看護師、建築、運送、通信業者等も戦場に派遣される危険性があります。政府による軍事的命令で生命や身体を失う危険性が生じ、「平和的生存権」は侵害されています。

愛知には航空自衛隊小牧基地があり、空中給油機やF35の整備工場などがあります。軍事施設が攻撃されることは戦争の常識です。攻撃される可能性が生じること、そして攻撃されるかもしれないという「恐

怖」を抱かざるを得ない状況を作り出すことで、安政法制は「平和的生存権」を侵害します。

(2) 人格権の侵害

派遣された自衛官の妻や子どもなどは、自分の夫や父が戦場で殺されることがないかといった心配をせざるを得ない状況に置かれます。戦争体験者は、安政法制の制定により過去の戦争の悲惨な体験を呼び起こされ、人格権が侵害されます。

(3) 侵害発生の蓋然性

戦争や武力衝突はいつ、どのように起こるかは誰にも分かりません。実際に戦争が生じればあっという間に情勢は悪化します。9・11同時多発テロ事件はCIAですら分かりませんでした。今回のウクライナへの武力侵略を目の当たりにして、裁判所が攻撃される危険性を判断できるわけがありません。蓋然性を求めることは軍事の常識からはずれています。

3 ロシアのウクライナ侵攻について

連日、ウクライナの惨状が報じられていますが、万が一、安政法制が発動され、日本が攻撃される事態になれば、テレビで報じられている事態がまさに日本にも降りかかります。万が一の事態が起こってからでは取り返しはつきません。日本が先に海外で外国を攻撃し、その当然の結果として日本も攻撃される事態が生じる前に、そのような危険性をもたらす安政法制に憲法判断をすることが求められます。

4 裁判所に対して

憲法では憲法保障の役割が裁判所に委ねられています。法律の違憲性が深刻であり、その違憲状態を放置し、万が一、その法律が適用され人々へ甚大な人権侵害が生ずる恐れがある場合に憲法判断に踏み込むことは裁判所の役割です。

事件の重大性や違憲性の程度、損害の重大性などに言及する芦部先生の見解に依拠しても、裁判所には安政法制を違憲・無効とすることが求められます。

裁判官にも、自分の子どもや孫の世代の平和のために頑張ったと胸を張って言える判決を下して頂きたいと思います。



司法は政府の明白な違憲行為を放置するな！ 小西洋之証人(参議院議員)の証言について 弁護士 平松清志

1 小西洋之氏は、安保法制が国会で審議されているときに特別委員会の委員として、安保法制の違憲性を迫及した千葉県選出の参議院議員です。安保法制違憲訴訟は全国各地で闘われていますが、現職の国会議員が証人として国会の現場を証言したのは初めてです。

小西氏は国会で野党の臨時国会開催要求を与党が拒否した事件、ツイッターで「DAPPI」という匿名アカウントが政府・自民党を擁護し、野党議員をデマで中傷した件でも、それぞれ原告として裁判を闘っている議員です。

本件では合計128ページにわたる意見書2通を自ら作成し、付随する資料も多数提供され、証言に臨んでいました。

尋問当日、午前中は参議院本会議出席、夜は地元に戻ってあいさつ回りという多忙なスケジュールの合間を縫って、法廷に駆け付けていただきました。

2 小西氏の証言内容は、以下4点です。

①集団的自衛権の容認は、それまでの政府見解と矛盾し「解釈」とすら言えない明白に違憲なものであることを国会の論戦で明らかにした。

②参議院の特別委員会の採決は不存在的ないし無効である。

③安保法成立後、北朝鮮のミサイル発射実験が頻発し、その現実的危険性を政府も認めている。

④政府は反憲法的行為を与党の絶対多数をもとに強行しており司法は理性的判断によりこれを正すことが必要である。

3 小西氏は、過去の国会質疑を精査し、昭和47年の政府見解では集団的自衛権の容認は違憲であると当時の内閣法制局長官が明言していたことを法制局の起案文書を示して証言しました。また、

北朝鮮が安保法制成立後は、ミサイルの攻撃対象を在日米軍基地だけでなく日本本土全体に拡大させており、現実の危険が生じていることを指摘しました。

尋問の打合せでは、裁判所での尋問は演説ではないので、一問一答式で答えていただくよう、お願いしましたが、いったん話が始めると止まらず、証人尋問としては勢いが余ったところもあったかも知れませんが、安保法制の違憲性を法解釈の面からも手続の面からも明らかにしました。

4 小西氏は尋問の終わりに、裁判官に対して憲法判断をすることを強く迫り、また尋問後には傍聴席に向かって、原告一人ひとりが現実には損害を被っていることを本人尋問等で裁判所に訴えるよう呼びかけました。

5 安保法制違憲訴訟は全国で闘われていますが、残念ながら「違憲」と判断した裁判所は一つありません。しかし「合憲」と判断した裁判所もないのであり、全ての裁判所が憲法判断を回避しているのです。

裁判官個人は法律家として、集団的自衛権の行使容認が憲法に違反すると考える人も多数いると思います。しかし、個々の原告らに損害が生じていないのだから、憲法判断をしなくても判決が出せるし、いたずらに憲法判断に踏み込む必要はないというのが多数派の考えなのでしょう。

しかし、戦争が始まり人身被害が続出し、その時に裁判所に訴えて違憲だと認めさせても手遅れであることは疑いがありません。

小西氏の訴えを受け止めて、裁判所に憲法判断を回避するわけにはいかないと認識を改めさせるような原告本人尋問にしたいと思います。

原告本人尋問に臨む

原告本人尋問に臨んで

原告
堀田雅男さん



私は民間企業に40年勤務し、そのうち監査役のスタッフだった期間を含め、約30年間もっぱら法律問題を扱う部門に所属し、判例通説を手掛かりに会社の業務運用

の適法性チェックに当たりました。そんな経歴に照らして以下のような陳述をしました。

①人格権の侵害

憲法学者の95%が違憲と指摘し、石川健治教授(東大)が「9条クーデターが起こった」と喝破された安保法制の強行採決に直面し、私は憲法違反の法律さえ制定が許されるのなら、担当してきた違法性チェックとは一体何だったのかと激しく侮辱され、人格を全否定された思いに駆られました。

②平和的生存権の侵害

憲法は、「日本国民は、・・・政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」(前文)、「日本国民は・・・戦争と・・・永久に放棄する」(9条)と宣言しています。このことから、国民は未来永劫戦争に巻き込まれる恐怖から免れ、平穏な日々を送ることができる権利を保障され、これは幸福追求権の基底をなす権利と位置づけることができるはずと自説を述べたうえで、安保法制の成立で日本が他国のために「戦争ができる国」になったことで、私は戦争への恐怖を呼び覚まされたと述べました。

安保法制が施行されてから6年、この間「日米同盟の深化」の名の下、自衛隊と米軍は一体化の度を強め、防衛費は増額に次ぐ増額で日本は軍拡路線をひた走っています。

③裁判官に訴える

私は「大津事件」における児島惟謙大審院院長が松方正義内閣から加えられた不当かつ強力な裁判干渉をはねのけ、司法権の政治分野からの独立を守った偉業に言及し、裁判官に対して、憲法擁護尊重義務を粛々と果たし「天に恥なき」判断を下されんことを求めて陳述を終えました。

報告集会



証人尋問の後、能楽堂において報告集会がありました。小西洋之証人はすぐに東京へ戻られたので不在でしたが、法廷における小西証人の証言の余韻が会場を満たしていました。

小西さんは、集団的自衛権を認めた閣議決定がねつ造であり、法解釈ですらないことを熱弁し「こんなことが続くと思ったら大間違いだ。裁判所がいい加減な判断をすることにより国民はひどい目に合う。勇気をもって判決文を書けば、あなた方は英雄になれる」と裁判官に訴えました。

法廷における証言は裁判所によって後日調書としてまとめられます。ここでは証言者の発言の一部をお伝えします。

布施祐仁証人

法廷での証人尋問ははじめてであった。小西証人の証言を聞いて、おとなしすぎたかもしれな

いと感じた。小西証人の証言を聞いても分かるように、これで裁判に負けたら日本の司法はどうなっているのか、ということになる。

飯島滋明証人

改憲案の発議が止まっているのは参議院における小西さんの活躍のおかげである。改憲について選挙前は争点にせず、夏の参議院選挙が終わったら必ず改憲案の発議がある。小西さんには次回選挙でぜひ再選していただきたい。法廷でも述べたが、憲法学者は「憲法違反」という言葉を使うことに慎重でなければならない。しかし、安保法制は一見明白に違憲である。

堀田雅男さん

尹東柱(ユン・ドンジュ)という韓国の詩人がいる。敗戦の年に日本の刑務所で獄死した詩人だが、彼の『空と風と星と詩』という詩集に「死ぬその時まで天を仰ぎ見、一点の恥じ入ることもない生き方」という詩がある。今日は法廷で「天に恥じない判決」を訴えることができた。



大軍拡と改憲に歯止めを！

山本みはぎ

昨年12月24日、台湾海峡有事に備えて宮古島・石垣島など南西諸島を米軍の臨時拠点に置くという「日米の共同作戦計画」が作成されているとの報道がありました。今年1月7日に開催された「日米安全保障協議委員会」では、日本の安全保障戦略を『ミサイルの脅威に対抗する能力(敵基地攻撃能力)を含めて必要なあらゆる選択肢を検討』と明記した共同文章が発表されました。

5月自民党は、年末に策定する国家安全保障戦略(NSS)、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画に向けて、軍事費のGDP2%増、敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有などを盛り込む提言を発表しました。2022年度の当初予算は5兆4005億円で過去最高です。しかも2021年末に出された補正予算7738億円(成立済み)が計上され、当初予算と合算すると、6兆1744億円(GDP1.09%)にもなります。これを10兆円規模まで拡大しようとしています。

さらにロシアのウクライナ侵略に乗じて、安倍元首相や維新の会の松井代表による「核共有論」や憲法改悪の動きが強まっています。

昨年7月、麻生太郎元副総理兼財務相は「中国が台湾に侵攻した場合、安保法制が定める『存立危機事態』に認定し、限定的な集団的自衛権を行使することもあり得る」と発言しました。いたずらに中国脅威を煽り、軍拡や改憲を進めることこそ戦争のリスクを高めます。

アメリカをはじめG7諸国はウクライナへの軍事支援を強化し、ウクライナ市民や兵士はもちろんロシア兵も多くの死傷者が出ています。ロシアのウクライナ侵略は国際法上も許されないことですが、他国の悲劇に乗じて軍需産業が儲けたり、ことさら改憲を声高に主張するのは許されないことです。戦争は外交の失敗といえます。脅威を煽るのではなく外交による関係づくりが今こそ求められます。

6月15日(金) 本人尋問に向けて

6月15日は、原告本人尋問です。12名の原告の方がそれぞれ安保法制の成立によってどんな被害を受けたのかを話、裁判官に違憲の判断を迫ります。

午前10時から午後5時までと長時間ですが、ぜひ傍聴にお出かけください。傍聴多数の場合は抽選になります。集合時間は午前9時で抽選の締め切りは、9時20分です。時間厳守をお願いします。傍聴できなかった方は待機企画を用意します。尚、途中12時からの昼の

休憩時に入替をします。また、午後のみ参加の方のために11時半から11時50分まで午後の受付を準備します。入替の関係がありますのでこちらも時間厳守でお願いします。

長時間になりますが、終了後17時15分から桜華会館富士桜の間で報告集会も行います。

詳細はチラシをご参照ください。ぜひ、多くの方の傍聴をお願いします。

タイムスケジュール

- 9:00 集合 名古屋地裁南側
- 9:20 抽選締切(傍聴多数の場合) ※時間厳守
- 10:00-12:00 午前 名古屋地裁1号法廷(待機企画あり)
- 11:30-11:50 午後のみ参加の方の受付(時間厳守)
- 昼休憩 入替をします。
- 13:00-17:00 午後 名古屋地裁1号法廷(待機企画あり)
- 17:15 報告集会 桜華会館 富士桜の間

尋問の順番

- | | | |
|--------|----------|----------|
| ◀ 午前 ▶ | ◀ 午後前半 ▶ | ◀ 午後後半 ▶ |
| 濱崎裕功さん | 石原之浩さん | 寺西昭さん |
| 水野恵子さん | 清水晃さん | 林秀治さん |
| 原科浩さん | 丹羽淳さん | 石原潔さん |
| 平山良平さん | 三品小夜子さん | 近藤ゆり子さん |

ウクライナの戦争と私たちの裁判の意義

丹羽 淳

戦争という解決手段は時代遅れである

日本国憲法前文には「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とあります。平和に暮らす世界をどのようにつくればよいか。決して簡単な問題ではありません。しかし、核兵器が存在する現代にあって、軍事力によって平和をつくることは不可能であると知るべきです。

どんな不正義が存在したとしても、悪を排除し罰するための手段として戦争を選択することは時代遅れです。ロシア軍のウクライナ侵攻は、このことを明らかにしました。

「核抑止論」は崩壊し「核の傘」は消滅した

第二次世界大戦後、核兵器の存在にもかかわらず、世界は「核抑止論」により平和を保つことができると考えられてきました。核保有を許された国連常任理事国は高度な理性を持つ国家として、人間にたとえれば人格者のように扱われてきたのです。ところがロシア軍は核兵器で世界を脅しながらウクライナに侵攻し、原発を人質に大量虐殺を行っています。ロシア軍の理性を失った行為は「核抑止論」の土台が崩壊したことを意味します。

戦後日本は日米安保条約のもと、米国の「核の傘」の下で平和を維持できると考えられてきました。しかし、こうした考えは想像力不足であったといわねばなりません。なぜなら「核抑止論」の崩壊は「核の傘」の消滅を意味するからです。



安保法制は恐怖と欠乏への片道切符

想像してください。もし米国がウクライナの戦争に参戦したならば、今の政府のもとでは、安保法制の集団自衛権により、自衛隊は米軍を支援することになります。日本は隣国ロシアと戦争になるのです。安保法制は私たちを恐怖と欠乏へと導く片道切符です。

万が一戦争となれば何よりもまず必要なものは食料とお金です。そして最も恐ろしいことは原発への攻撃です。日本には核のゴミを抱える54基の原発があり、食糧自給率は低く、政府の財政は赤字続きです。こうした条件を冷静に考えたならば、日本は戦争ができるような身分ではないことがわかります。

平和なくして私たちが生きてゆくことはできません。平和は日本人が生きてゆく上で必須条件です。

富国強兵を許さず、軍拡を止めるのは今

自民・維新の政治家は「敵基地攻撃」を叫び、「核共有」を欲しています。「敵基地攻撃」を叫ぶ国に国際社会が核を許すはずもなく、自民・維新の政治家の理性を失った姿は私たちにとって恥ずべき姿です。

20世紀、人類は「核の平和利用」を掲げ、大量の核のゴミを生産してしまいました。しかし今、原子力産業に夢を描く人はいません。欧州各国はウクライナの戦争を「民主主義を守る戦い」であると、軍備増強・国防費増額へ進もうとしています。想像してください。武器がまるで核のゴミのように大量に存在する未来。そこに希望はありません。戦前日本の富国強兵を例に挙げるまでもなく、その行き着く先は恐怖と欠乏、そして生存の危機です。

私たちは世界の「平和を愛する諸国民」とともにこの裁判を闘っています。それは今を生きる者の責任なのです。

編集室からひとこと

私たちは戦争の悲惨さを伝えるために、昨年11月西谷文和さんの『戦場から見た憲法9条』を上映しました。ところが2月ロシア軍のウクライナ侵攻により、戦争の悲惨な報道を毎日のように見ることになってしまいました。

自公政権と維新の党は、これを台湾有事・北朝鮮のミサイル発射と結び付け敵基地攻撃能力、さらに核武装へと国民を煽ろうとしています。この危機に乗じて憲法改正を加速しようとしているのです。

日本がウクライナのように他国から攻撃を受けた場合に備えるべきだというのですが、はたしてそうでしょうか。

敵基地攻撃能力というのは、ウクライナの立場から自国の防衛を備えるものではありません。それはロシアの立場から相手国を攻撃しようとするものです。敵基地攻撃能力とは、日本をロシアのような国にすることを意味します。日本をロシアのような国にしてよいはずがありません。

憲法前文には「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し」とあります。これに対し、そんな諸国民などどこにもないという人がいます。はたしてそうでしょうか。

すでに世界では「平和を愛する諸国民」の声が沸き上がり、世界中に広がりを見せています。こうした平和を求める人間の声こそ平和のための礎です。

毎月29日

安保法制違憲訴訟全国原告連絡会のご案内

全国の安保法制違憲訴訟の原告がオンラインでつながる「安保法制違憲訴訟全国原告連絡会」は、安保法制が施行された29日に毎月イベントを開催しています。

3/29 福島・かながわ・岡山の判決の報告がありました。

録画 <http://anpoiken.jp/2022/03/30/zoom29-7/>

4/29 今年1月28日の第16回口頭弁論において、武藤貴明裁判長の異常な訴訟指揮と警察官導入という事態になり、3月25日の判決の出廷を全員がボイコットするという事態で迎えた、「安保法制違憲訴訟 女の会」の報告と、鹿児島、福岡の報告がありました。

録画 <https://youtu.be/sRWSJReQ5lg>

次回、5月29日は東京安保法制違憲訴訟(国賠訴訟控訴審)などの報告です。案内は、メーリングリストに流しますのでぜひご視聴ください。

重要 未提出の方へ

原告陳述書提出のお願い

これまで多数の方に陳述書を提出をいただき、ありがとうございます。

裁判は10月28日に結審と決まりました。まだ提出されていない方は最後のチャンスです。5月末までに提出をお願い致します。未提出の方はご相談ください。弁護団は最後まで協力します。

会費とカンパのお願い

2022年会費の納入をお願いします。みなさま、闘い抜くために一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、

サポーターは継続して募集しております。

会計報告

22年1月~4月

20年度繰越金	914,047円
入金の部	692,100円
原告年会費	462,000円 (130名分)
サポーター年会費	162,000円 (74名分)
参加費	9,500円
カンパ	58,500円
物品売り上げ	100円
出金の部	165,276円
事務印刷費	19,092円 (案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)
事業費 1	21,200円 (公判前集会の会場費・備品代、物品購入、賛同費、講師謝礼など)
事業費 2	30,960円 (会報・要請はがき等、事業者印刷費など)
郵便通信費	92,224円 (郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)
弁護団経費	0円 (コピー代、会議費用実費のみ前渡金、弁護士費用としては支払っていません)
雑費	1,800円
残高	1,440,871円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

☎ 080-4521-5252

🌐 <https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

✉ w.soshou.aichi@gmail.com

📘 <https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>